

調査の内容（令和7年調査）

（1） 目 的

この調査は、労働組合、労働組合員の産業、企業規模及び加盟上部組合別の分布等、労働組合組織の実態を明らかにすることを目的とする。

（2） 範 囲

ア 地域的範囲

全国

イ 属性的範囲

全ての産業の労働組合とする（国家公務員法又は地方公務員法に規定する職員団体を含む）。

（3） 報告者の選定方法

全数調査であり、前回調査結果及び都道府県が保有する情報等（新設組合については、（7）イに基づき、調査対象として該当するとされたもの）を母集団情報として使用した。

（4） 調査事項

ア 労働組合の種類

イ 存廃等区分

ウ 新設又は解散等の理由

エ 適用法規

オ 労働組合の正式名称及び代表者の氏名

カ 労働組合事務所の所在地

キ 男女別労働組合員数

ク 直上組合の名称及び所在地

ケ 労働組合本部の名称及び所在地

コ 労働組合員が所属する事業所の主要生産品名又は主要事業の内容

サ 企業の名称

シ 企業の全常用労働者数

ス 加盟上部組合の組織系統

セ 法人番号

ソ 構成組合の名称、所在地及び労働組合員数

ただし、労働組合の種類によっては、一部の事項について調査しない。

（5） 調査の対象期日

令和7年6月30日現在

（6） 調査系統

厚生労働省 — 都道府県労政主管課 — （都道府県労政主管事務所） — 労働組合

（7） 調査の方法

ア 都道府県労政主管課又は労政主管事務所の職員が、労働組合に対して、調査票を直接又は郵送により配布・回収した。

なお、インターネットを利用したオンライン報告方式を併用している。

イ 新設組合の把握については、定期大会資料や地域の労働組合の統廃合等の情報収集及び上部団体へのヒアリング等に基づき行っている。

（8） 集計方法

ア 厚生労働省政策統括官（統計・情報システム管理、労使関係担当）において、集計を行った。

イ 未回答の労働組合に係る欠測については、回答漏れを防ぐため、統計的な補完方法の1つである前回の観測値を代入した。

主要事項の定義

(1) 「労働組合」

本調査の対象となる労働組合とは、労働者^(注1)が主体となって^(注2)、自主的に労働条件の維持改善その他経済的地位の向上を図ることを主たる目的として組織する団体又はその連合団体であって、自らの規約^(注3)を有し、これにしたがって独自の意思決定をなし、かつ、これを執行する機関^(注4)及び独自の会計^(注5)を有し、労働者の団体として独自の活動^(注6)を行える体制が備わっているものをいう。

(注1) 労働者

労働者とは、賃金、給料、その他これに準ずる収入によって生活するもの。他人に使用され、労働を提供し、その対価である報酬（賃金、給料、手当等その名称のいかんにかかわらず）によって生活する者をいう。

(注2) 主体となって

当該団体の構成員中、その大部分の者が労働者であって（量的面）、しかもその団体の主要な地位を労働者が占めている（質的面）こと、すなわち、労働者が質、量ともに、その団体の構成員の主体となっていることをいう。したがって、例えば労働者が量的にはその構成員の大部分を占めている場合であっても、労働者でない者が実質的に当該団体の中心的地位を占め、その主体をなしている場合、本調査の対象となる労働組合とはならない。

(注3) 規約

成文のものである。また、組織及び運営に関する事項について、概括的に定められていることを要し、目的のみを掲げたいわゆる綱領のようなものは規約として扱わない。

(注4) 意思決定機関及び執行機関

- ① これらの機関は、規約に明記してあれば一時的に欠けても差し支えなく、規約に明記していなくても、事実上存在して活動していれば、設置されているものとみなす。
- ② 執行機関はどんな名称でもよく、その構成員が1人のみの場合であっても差し支えない。

(注5) 会計

団体の運営に要する経費の支出について独自の会計を有しているかどうかは、原則として規約に基づいて判断。ただし、規約に明記されていなくても、明らかに独自の会計が確立していれば有しているものとみなす。

(注6) 独自の活動

労働組合の独自の活動とは、労働条件の維持改善、その他経済的地位の向上を図るために労働組合が自主的に行う種々の活動（例えば、団体交渉、労働協約の締結及び争議行為等）をいう。

次のような場合、独自の活動を行える体制が備わっているものとはならない。

- ① 福利事業、政治運動又は社会運動だけは行い得るが、自ら団体交渉を行うことができないような機構となっている場合
- ② 支部等と称するものであって、規約上、調査、福利厚生、組織活動あるいは上部組合との連絡業務のみに活動範囲を制限され、限られた範囲内の団体交渉も独自で行えない機構となっている場合

(2) 「単位組織組合」、「単一組織組合」、「連合団体」

ア 単位組織組合とは、規約上労働者が当該組織に個人加入する形式をとり、かつ、その内部に独自の活動を行い得る下部組織（支部、分会等）を持たない労働組合をいう。（下記（4）の図を参照）

イ 単一組織組合とは、規約上労働者が当該組織に個人加入する形式をとり、かつ、その内部に独自の活動を行い得る下部組織（支部、分会等）を有する労働組合をいう。

なお、単一組織組合のうち、最上部の組織を「本部組合」、独自の活動を行い得る最下部の組織（例えば支部）を「単位扱組合」といい、その中間の組織（例えば地方本部）を「連合扱組合」という。（下記（4）の図を参照）

ウ 連合団体とは、単位組織組合、単一組織組合等を構成員とし、規約上構成員が当該組織に団体加盟する形式をとる労働組合をいう。

なお、連合団体のうち、その決定が加盟組合を拘束しうるものを「連合体組織」、加盟組合の連絡や相互援助等を目的とするにとどまるものを「協議体組織」という。

(3) 「単位労働組合」、「単一労働組合」

ア 単位労働組合とは、「単位組織組合」及び単一組織組合の下部組織である「単位扱組合」をいう。

イ 単一労働組合とは、「単位組織組合」及び「単一組織組合」をいう。

(4) 統計表の種類

ア 単位労働組合に関する統計表

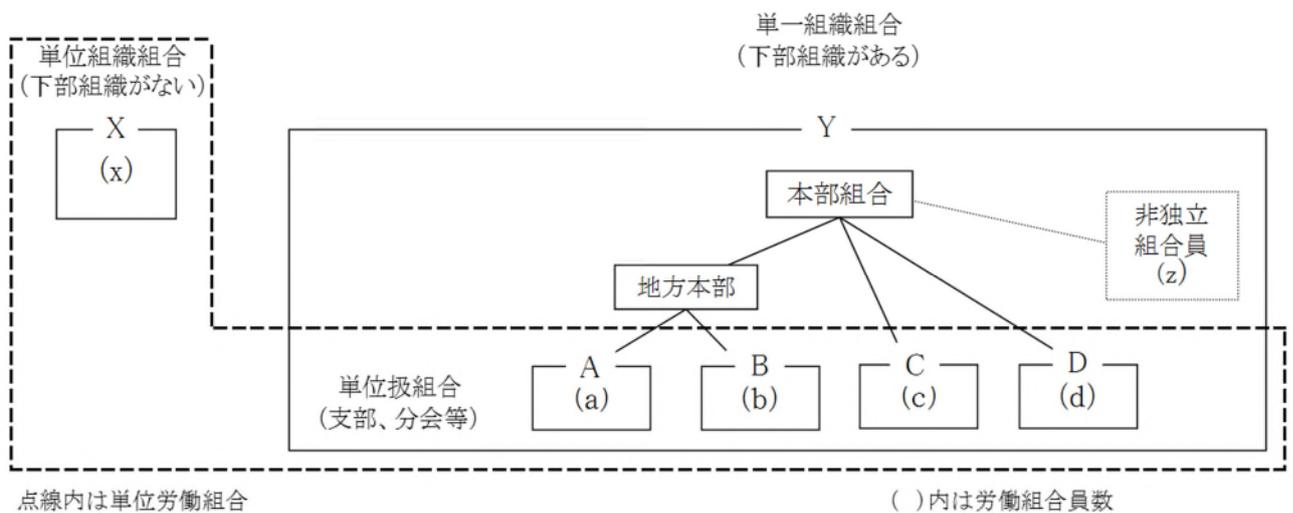
単位労働組合を、下記①の計算式により集計した結果表であり、産業、企業規模及び適用法規別にみる場合等に用いている。

イ 単一労働組合に関する統計表

単一労働組合を、下記②の計算式により集計した結果表であり、全体の労働組合員数をみる場合に用いている。

なお、単一労働組合の組合員数は、独自の活動組織をもたない労働組合員（非独立組合員）を含めて集計しているため、単位労働組合の組合員数より多くなっている。

(下図参照)



① 単位労働組合に関する計算式

労働組合数 = 5 組合 (X, A, B, C, D)

労働組合員数 = (x) + (a) + (b) + (c) + (d)

② 単一労働組合に関する計算式

労働組合数 = 2 組合 (X, Y)

労働組合員数 = (x) + (a) + (b) + (c) + (d) + (z)

(5) 「労働組合員」

労働組合員とは、上記(1)「労働組合」に所属する組合員をいう。

「パートタイム労働者の労働組合員」のパートタイム労働者とは、労働組合の所属する事業所において、正社員・正職員以外で次のいずれかに該当する者をいう。

- ① 1日の所定労働時間が、その事業所の一般労働者より短い労働者
- ② 1週の所定労働日数が、その事業所の一般労働者より少ない労働者
- ③ 事業所において、パートタイマー、パート等と呼ばれている労働者

(6) 「推定組織率」

推定組織率とは、雇用者数に占める労働組合員数の割合をいい、本調査で得られた労働組合員数を、総務省統計局が実施している「労働力調査」の雇用者数(6月分の原数値)で除して計算している。

調査結果利用上の注意

(1) 統計表に用いる符号

「0」及び「0.0」は、該当数値があるが四捨五入の結果、表章単位に満たないものを示す。

ただし、対前年差（増減率）を算出する際に＋あるいは－になったものは、「+0」、「-0」、「+0.0」、又は「-0.0」とした。

「 - 」は、該当数値がないものを示す。

「 … 」は、該当数値が不明又は表章することが不適当なものを示す。

(2) 数値の表章について

「Ⅱ 調査結果の概要」及び「Ⅳ 参考」に掲載している対前年増減率、推定組織率及び構成比の数値は、表章単位未満を四捨五入しており、構成比については内訳の和が計の数値に合わないことがある。

(3) 単位労働組合に関する統計表と単一労働組合に関する統計表の主な相違点

ア 労働組合数に現れる相違点

令和7年6月30日現在の労働組合数を比べてみると、単位労働組合に関する統計表によれば45,100組合であるのに対し、単一労働組合に関する統計表によれば22,244組合となり、単位労働組合の方が22,856組合多くなる。

これは、単位労働組合に関する統計表では、単一組織組合の最下部組織である単位扱組合をそれぞれ1組合として集計するのに対し、単一労働組合に関する統計表では、単一組織組合の下部組織がいかに多くても、単一組織組合全体を1組合として集計していることによる。

イ 労働組合員数に現れる相違点

令和7年6月30日現在の労働組合員数を比べてみると、単位労働組合に関する統計表によれば、9,863,705人であるのに対し、単一労働組合に関する統計表によれば9,926,971人となり、単一労働組合の労働組合員数の方が63,266人多くなる。

これは、単位労働組合に関する統計表では、単位組織組合と単一組織組合のうち単位扱組合の労働組合員数の合計となっているのに対し、単一労働組合に関する統計表では、独自の活動組織をもたない労働組合員（非独立組合員）を含めて集計していることによる。

ウ 単位労働組合のみの集計

単位労働組合のみの集計として、企業規模別の結果表がある。

これは、異なった企業に所属する労働者によって組織されている単一組織組合がある場合、その労働組合については、企業規模区分の特定ができないことがあるため、単位労働組合のみの集計としている。

(4) 推定組織率の計算に用いている「労働力調査」（総務省統計局）の雇用者数について

ア 「労働力調査」は、昭和57年から5年ごとに、結果を算出するための基礎となる人口（ベンチマーク人口）を最新の国勢調査結果を基準とする推計人口へ切り替えており（最新では令和4年1月結果から切替え）、それに伴う変動が生じるが、本調査の推定組織率の計算に当たっては、上記の変動を考慮した遡及値及び補間補正值は用いていない。

これは下記イの補完推計値についても該当する。

イ 平成23年は、平成24年4月に公表された「労働力調査における東日本大震災に伴う補完推計」の平成23年6月分の推計値を用いた。

(5) 企業規模別（民営企業）の推定組織率について

平成25年までの労働組合基礎調査報告においては、分母となる雇用者数について農林業を除いていたが、平成26年からは農林業を除いていない。

(6) 主要団体別労働組合数及び労働組合員数について

平成11年より、産業別組織等を通じて加盟している労働組合員と、各主要団体の都道府県単位の地方組織のみに加盟している、いわゆる地方直加盟の労働組合員を合わせて集計した数値についても、掲載している。また、令和元年より表名の（地方直加盟含む）の表記を（都道府県組織含む）に改めた。